

入札についての公募

2025年8月6日

日本銀行大阪支店では、職員の健康診断業務を委託する業者を選定するに当たり、一般競争入札への参加者を以下の要領で公募します。

日本銀行大阪支店長

1. 入札に付す事項

(1) 業務案件名

日本銀行大阪支店職員に対する健康診断業務

(2) 業務案件の内容等

入札説明書による。

(3) 契約期間

2025年10月1日から2026年9月30日まで

ただし、契約の履行状況に問題がなければ、1年間の契約延長を行う（最大2回まで）。

(4) 履行場所

日本銀行大阪支店または本件業務を委託する業者の施設

— 日本銀行大阪支店の住所：大阪市北区中之島2-1-45

(5) 入札金額

日本銀行大阪支店が指定する健康診断項目について、想定受診者数の健康診断にかかる費用の1年間の総額をもって入札金額とすること（金額には消費税および地方消費税を含めないこと）。

— 入札書の提出に当っては、日本銀行大阪支店が指示する「入札金額内訳書」を添付すること。

2. 入札参加資格

次の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができる。

(1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のための必要な同意を得ている者。

(2) 下記のイ、～ハ、に該当しない者。

イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。

ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。

ハ、前イ、またはロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。

(3) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る。）を受けていない者。

イ、措置の効果が日本銀行大阪支店との契約に及ぶ場合

ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合

(4) 自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと。

(5) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体およびその構成員でないこと。

(6) 予算決算及び会計令第72条に基づき、中央官庁が定める令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、「役務の提供等」の営業品目「その他」において競争参加資格を有し、A、BまたはC等級の格付けを有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行大阪支店が認めた者。

(7) 本件業務の遂行において、本行の求めに応じて日本銀行大阪支店（大阪府大阪市）における打合せに参加できる者。

(8) 巡回健診車または委託先施設内での健康診断のいずれでも可とする。ただし、委託先施設内での健康診断の場合には、当該施設が日本銀行大阪支店より徒歩または公共交通機関を利用して30分以内で移動可能な場所にある者。

(9) 直近3年間に従業員200人以上の団体の健康診断を請負った実績を3件以上持ち、かつ、年間を通じて契約先職員の健康診断の実施、結果送付等、運営に携わった経験がある者。

(10) 個人情報保護委員会および厚生労働省策定の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に定める安全管理措置を講じている者。

(11) 入札説明書の交付を受けている者であって、かつ日本銀行大阪支店の入札参加資格に関する審査を受け、これに合格した者。

3. 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、本件に関する問い合わせ先
4. (3) に記載の提出先等と同じ。

- (2) 入札説明書の交付期間

2025年8月6日(水)～8月27日(水)

- 交付を希望する場合には、4. (3) の審査担当のメールアドレス宛てに公募名と入札説明書交付希望の旨を連絡すること。入札説明書交付希望の連絡を受けたメールアドレス宛に、入札説明書を交付する。

4. 事前審査の受付期間等

- (1) 審査受付期間

2025年8月6日(水)～8月27日(水)

日本銀行大阪支店の毎営業日10時～16時

入札参加希望者は必ず事前審査を受けることとし、後述の審査担当で事前審査を受付ける(以下「審査受付期間」という。)なお、上記審査受付期間中に提出された書類または資料に不備があった場合には、同期間中に次の(2)で定める書類または資料をすべて提出している場合に限り、提出された書類または資料に形式的な不備があったときには、下記の補正期限まで、その補正を受付ける。ただし、日本銀行は、入札参加希望者に補正するよう通知する義務を負うものではない。

【補正期限】2025年8月29日(金) 16時00分

審査の結果は、「入札参加資格確認済証」により通知する。

- 審査の結果、日本銀行が適格と認めた者に対して交付する、競争参加資格「有」と記載のある「入札参加資格確認済証」を有していることが、入札に参加するための必須要件である。原則として、「入札参加資格確認済証」の再交付は行わないので、交付を受けた同確認済証は厳重に保管のうえ、入札日に持参すること。

- (2) 審査を受ける際の提出書類

事前審査を受けるに当たっては、次の書類を提出すること(その他提出書類、提出方法等の詳細については入札説明書で指定する)。このうち、以下、ホ、へ、ト、を除き、内容が鮮明なものであれば写しによることができる。

イ、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」<写しで可>

- 「全省庁統一資格」未取得者の場合は、以下のA.～C.の書類

A. 営業経歴書

- 対外的に配布している会社概要パンフレットなど、会社の沿革、組織図、

従業員数等の概要、営業品目、営業実績および営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類。

— パンフレット等がなく、新たに作成する場合には適宜の書式で可。

— 審査依頼日前1年以内に作成したもの。

B. 財務諸表類（法人の場合）または営業用純資本額に関する書類および収支計算書（個人の場合）

— 財務諸表類とは、入札参加希望者が自ら作成している直近2年間の事業年度分にかかる貸借対照表、損益計算書。また、営業用純資本額に関する書類および収支計算書とは、確定申告に用いた財務諸表に類する書類。

C. 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税および地方消費税（法人および個人）にかかる納税証明書

— 納税証明書は未納税額がないことを証するもの（発行日から3か月以内のもの。「納税証明書（その1）」、「納税証明書（その3）」、「納税証明書（その3の3）」のいずれでも可）。個人の場合には、「納税証明書（その3の2）」でも可。）

— 発行日から3か月以内のもの。

ハ、「商業登記簿謄本」または「現在事項全部証明書」（法人の場合）、住民票（個人の場合）

— 発行日から3か月以内のもの。

ニ、代表権を有する者の印鑑証明書（個人の場合には当該個人の印鑑証明書）

— 発行日から3か月以内のもの。

ホ、健康診断を実施する施設が日本銀行大阪支店から徒歩または公共交通機関を利用して30分以内で移動可能であることを証する書面。

ヘ、直近3年間に従業員200人以上の団体の健康診断を請負った実績を3件以上持ち、かつ、年間を通じて契約先職員の健康診断の実施、結果送付等、運営に携わった経験があることを証する書面。

ト、個人情報の安全管理のために講じている措置の内容を証する書面。

（3）提出先等

上記（2）の書類は、審査受付期間中に次の審査担当宛てに持参または郵送（配達証明等の配達履歴が残るものによること）にて提出すること。インターネットメール、FAX送信による提出は認めない。郵送の場合には、審査受付期間中に「必着」のこと（郵送事情等による遅延が生じた場合であっても、当該事情は一切斟酌しない）。

（審査担当）

〒530-8660 大阪市北区中之島2-1-45

日本銀行大阪支店文書課 藤本（フジモト）・清水（シミズ）

(電話) 06-6206-8874 (直通)

メールアドレス : kazunari.fujimoto@boj.or.jp

risako.shimizu@boj.or.jp

— なお、審査を受けるに当たり、不明な点があれば上記審査担当に照会すること。

5. 入札・開札の日時、場所

(1) 日 時 : 2025年9月5日(金) 13時30分(受付開始13時15分)

(2) 場 所 : 日本銀行大阪支店 会議室

大阪市北区中之島2-1-45

— 上記(1)記載の時刻までに日本銀行大阪支店通用口受付に来場した者が入札に参加するための資格審査を受けることができるものとし、同時刻に遅れた者の入札は認めない。

— 開札は、入札書の提出後、直ちに行う。

6. その他

(1) 入札保証金

全額免除とする。

(2) 入札の無効等

入札参加資格のない者の行った入札、入札日時に間に合わない入札など、入札説明書に記載した無効事由に該当する場合には入札を無効とする。

(3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行大阪支店が作成した予定価額以下で最低価額をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書の作成

落札者は、日本銀行大阪支店との間で、契約の内容、債務不履行時の取扱い等に関する条項を含む契約書を取り交わすものとする。

(5) 入札参加に要する費用

全額入札者の負担とする。

以 上